

食品表示基準Q & A（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
食品表示基準Q & A（平成27年3月30日消食表第140号）	食品表示基準Q & A（平成27年3月30日消食表第140号）
目次（略）	目次（略）
はじめに～（加工-24）（略）	はじめに～（加工-24）（略）
<p>（加工-25）消費期限又は賞味期限の表示方法はどのようなものですか。</p> <p>（答） 消費期限又は賞味期限の表示は、消費者に分かりやすいことを旨とし、次の例に示すように、一括表示部分に、消費期限又は賞味期限の事項名を表示した上で、「年」「月」「日」（又は「年」「月」）それぞれを、この順に並べて表示を行う必要があります。</p> <p>ただし、一括表示部分に表示することが困難と認められる場合には、一括表示部分に「消費期限 この面の上部に記載」等、表示箇所を指定する方法で、年月日（又は年月）を指定箇所に単独で表示することができます。この場合、単に「枠外に記載」や「別途記載」の表示は認められません。</p> <p>なお、表示に使用する文字は消費者等に分かりやすくするために、原則として、<u>日本産業規格</u>Z 8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字を使用することが必要ですが、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、<u>日本産業規格</u>Z 8305（1962）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字を使用することが認められています。</p> <p>（略）</p> <p>（加工-26）～（加工-272）（略）</p> <p>（加工-273）表示は容器包装の見やすい箇所に表示することとなっていますが、ミシン打抜きや打刻による表示は、見やすく理解しやすいものとして認められますか。</p> <p>（答） 表示は消費者等に見やすく理解しやすく表示するために、原則として、<u>日本産業規格</u>Z 8305（1962）に規定する8ポイント（6号）以上の文字を使用することが必要ですが、それ以上の大きな文字（図案）であっても、それが不明瞭で判読しにくいものであってはいけません。したがって、一般に活字の大きいミシン打</p>	<p>（加工-25）消費期限又は賞味期限の表示方法はどのようなものですか。</p> <p>（答） 消費期限又は賞味期限の表示は、消費者に分かりやすいことを旨とし、次の例に示すように、一括表示部分に、消費期限又は賞味期限の事項名を表示した上で、「年」「月」「日」（又は「年」「月」）それぞれを、この順に並べて表示を行う必要があります。</p> <p>ただし、一括表示部分に表示することが困難と認められる場合には、一括表示部分に「消費期限 この面の上部に記載」等、表示箇所を指定する方法で、年月日（又は年月）を指定箇所に単独で表示することができます。この場合、単に「枠外に記載」や「別途記載」の表示は認められません。</p> <p>なお、表示に使用する文字は消費者等に分かりやすくするために、原則として、<u>日本工業規格</u>Z 8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字を使用することが必要ですが、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、<u>日本工業規格</u>Z 8305（1962）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字を使用することが認められています。</p> <p>（略）</p> <p>（加工-26）～（加工-272）（略）</p> <p>（加工-273）表示は容器包装の見やすい箇所に表示することとなっていますが、ミシン打抜きや打刻による表示は、見やすく理解しやすいものとして認められますか。</p> <p>（答） 表示は消費者等に見やすく理解しやすく表示するために、原則として、<u>日本工業規格</u>Z 8305（1962）に規定する8ポイント（6号）以上の文字を使用することが必要ですが、それ以上の大きな文字（図案）であっても、それが不明瞭で判読しにくいものであってはいけません。したがって、一般に活字の大きいミシン打</p>

<p>抜きや打刻による表示であっても明瞭に判読できるものでなければ適正な表示とはいえません。</p>	<p>抜きや打刻による表示であっても明瞭に判読できるものでなければ適正な表示とはいえません。</p>
<p>(加工ー274) ~ (加工ー278) (略)</p>	<p>(加工ー274) ~ (加工ー278) (略)</p>
<p>(加工ー279) 牛乳の表示方法を教えてください。 (答)</p>	<p>(加工ー279) 牛乳の表示方法を教えてください。 (答)</p>
<p>牛乳については食品表示基準の規定による表示を行うことが必要です。 また、景品表示法に基づいて認定された業界の自主ルールである「飲用乳の表示に関する公正競争規約」があり、当該規約に参加する事業者はこの規約に基づいた表示も必要です。</p>	<p>牛乳については食品表示基準の規定による表示を行うことが必要です。 また、景品表示法に基づいて認定された業界の自主ルールである「飲用乳の表示に関する公正競争規約」があり、当該規約に参加する事業者はこの規約に基づいた表示も必要です。</p>
<p>なお、原則として食品表示基準では、<u>日本産業規格</u> Z 8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字で行うこととしていますが、牛乳等の種類別名称については10.5ポイントの活字以上（その他の乳製品の種類別名称にあっては、14ポイントの活字以上）の大きさの統一のとれた文字で行うことが必要です。 (略)</p>	<p>なお、原則として食品表示基準では、<u>日本工業規格</u> Z 8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字で行うこととしていますが、牛乳等の種類別名称については10.5ポイントの活字以上（その他の乳製品の種類別名称にあっては、14ポイントの活字以上）の大きさの統一のとれた文字で行うことが必要です。 (略)</p>
<p>(加工ー280) ~ (附則ー4) (略)</p>	<p>(加工ー280) ~ (生鮮ー6) (略)</p>
<p>別添 製造者固有記号 (略)</p>	<p>別添 製造者固有記号 (略)</p>
<p>(固有記号ー1) ~ (固有記号ー46) (略)</p>	<p>(固有記号ー1) ~ (固有記号ー46) (略)</p>
<p>(固有記号ー47) 新しい製造所固有記号については、全角で届出をしていますが、包材に製造所固有記号を表示する際に全角で表示する必要がありますか。 (答)</p>	<p>(固有記号ー47) 新しい製造所固有記号については、全角で届出をしていますが、包材に製造所固有記号を表示する際に全角で表示する必要がありますか。 (答)</p>
<p>製造所固有記号を包材に表示する際には、必ずしも全角で表示する必要はありません。ただし、表示は消費者等に読みやすく理解しやすいようにするために、原則として、<u>日本産業規格</u> Z 8305 (1962) に規定する8ポイント（6号）以上の文字を使用することが必要です。なお、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものには、<u>日本産業規格</u> Z 8305 (1962) に規定する5.5ポイント以上の文字を使用することができます。</p>	<p>製造所固有記号を包材に表示する際には、必ずしも全角で表示する必要はありません。ただし、表示は消費者等に読みやすく理解しやすいようにするために、原則として、<u>日本工業規格</u> Z 8305 (1962) に規定する8ポイント（6号）以上の文字を使用することが必要です。なお、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものには、<u>日本工業規格</u> Z 8305 (1962) に規定する5.5ポイント以上の文字を使用することができます。</p>
<p>(固有記号ー48) ~ (固有記号ー54) (略)</p>	<p>(固有記号ー48) ~ (固有記号ー54) (略)</p>
<p>別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～別添 玄米及び精米に関する事項 (略)</p>	<p>別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～別添 玄米及び精米に関する事項 (略)</p>